

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年7月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和元年8月5日 11時00分ごろ
発生場所	和歌山県みなべ町 <sup>みなべ</sup> 南部漁港西方沖 紀伊堺港西防波堤灯台から真方位307° 1.3海里付近 （概位 北緯33° 45.3′ 東経135° 18.8′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、燃料がなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年8月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.3m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.5m みなべ町には、令和元年8月5日10時12分に強風及び波浪注意報が発表され、本インシデント当時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、操縦者ほか1人が乗り、釣りを終えて東寄りの風浪を受けながら帰航中、燃料がなくなり、船外機が停止した。 本船は、約2ℓの満タンクで出航した後、約1ℓの予備燃料を補給したので、帰港できると思い、航行を続けたが、風浪により航行が困難となり、燃料を使い果たした。
分析	本船は、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、風浪に向かって帰航中、操縦者が荒天による燃料消費量の増大を把握していなかったことから、燃料がなくなって船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、風浪に向かって帰航中、操縦者が荒天による燃料消費量の増大を把握していなかったため、燃料がなくなって船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 操船者は、荒天による燃料消費量を把握して航行計画を立てること。 ・ 特にミニボートにおいては、気象状況を把握し、荒天が予想され

る場合には出航を取りやめることが望ましい。

- ・ミニボートの操船者は、燃料切れなどに備え、予備の燃料缶及びオールを装備しておくことが望ましい。